

ブルーツーリズム推進支援事業費補助金交付要綱

令和4年3月11日 観観振第262号

(通則)

第1条 ブルーツーリズム推進支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水（多核種除去設備等により、トリチウム以外の放射性物質について安全に関する規制基準値を確実に下回るまで浄化した水をいう。）の海洋放出による風評への対策として、海の魅力を発信するブルーツーリズムを推進し、国内外からの誘客と観光客の定着を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「ブルーツーリズム推進支援事業費補助金」とは、前条の目的を達成するため、観光庁が認めたブルーツーリズム推進計画に記載された事業の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が補助する補助金をいう。
- 二 「補助対象事業」とは、補助対象事業者が地域の関係者と一体となって策定し、観光庁が認めたブルーツーリズム推進計画に記載された事業のうち、海水浴場等の受入環境整備、海の魅力を体験できるコンテンツの充実、海にフォーカスしたプロモーション及びビーチ・マリナー・観光船舶を対象とした環境認証（以下「ブルーフラッグ認証」という。）の取得に係る事業をいう。
- 三 「補助対象事業者」とは、補助金の交付を受けて補助対象事業を実施する者をいう。

(交付の対象等)

第4条 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 この補助金の補助対象事業者、補助対象経費、補助率及び金額の額の確定方法は、別表に定めるものとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による交付申請書及び関係書類を大臣に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第6条 大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付決定の変更等の申請)

第7条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、次項に規定する軽微な変更を除き、様式第3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 個別事業間の補助対象経費の配分について変更する場合
- 二 補助対象事業の内容を変更する場合

2 前項の軽微な変更とは、次の各号に該当するものをいう。

- 一 補助対象事業の目的達成のために、別表に掲げる事業について、相互間の弾力的な遂行のために必要と考えられる場合

- 二 補助対象事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助対象事業者の創意工夫により事業内容の変更を認めることが、より効果的に補助対象事業の目的達成に資するものと考えられる場合
 - 三 補助目的及び事業の遂行に関係ない事業内容の細部変更である場合
 - 四 個別事業間の補助対象経費の配分について、それぞれの配分額の30%以内の変更である場合
- 3 前項の軽微な変更をしたときは、様式4による交付決定軽微変更届出書を速やかに大臣に提出しなければならない。

(交付決定の変更及び通知)

- 第8条 大臣は、前条第1項の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、様式第5による交付決定変更通知書により補助対象事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

- 第9条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、様式第6による交付申請取下届出書を大臣に提出しなければならない。

(補助対象事業者の変更届出)

- 第10条 補助対象事業者は、補助対象事業者の住所、名称又は代表者の氏名に変更があった場合は、様式第7による補助対象事業者変更届出書を速やかに大臣に提出しなければならない。

(補助対象事業の中止又は廃止)

- 第11条 補助対象事業者は、補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、様式第8による補助対象事業中止(廃止)承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(遂行状況報告)

- 第12条 補助対象事業者は、補助対象事業の遂行状況について、各四半期(第4四半期は除く。)が終了する月の翌月末日までに様式第9による補助対象事業遂行状況報告書(以下「遂行状況報告書」という。)を大臣に提出しなければならない。そのうち第2四半期の遂行状況報告書に当たっては、補助対象事業の遂行状況の中間評価を行った結果を踏まえた内容とし、当該年度の10月末日までに遂行状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、遂行状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。
- 3 補助対象事業者は、前各項の規定にかかわらず、大臣の要求があったときは、速やかに補助対象事業の遂行状況について報告しなければならない。

(実績報告)

- 第13条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第10-1による補助対象事業完了実績報告書(以下「完了実績報告書」という。)に必要に応じて参考となる資料を添えて大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度の4月30日までに様式第10-2による補助対象事業年度終了実績報告書に必要に応じて参考となる資料を添えて大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第14条 大臣は、前条の規定による完了実績報告書の提出があったときは、これを審査し、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、別表に定めるところにより、交付すべき補助金の額を確定し、様式第11による額の確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。なお、第16条第1項ただし書による概算払の支払額が本条による交付すべき補助金の額を上回る場合は、次条第2項から第4項までの

規定を準用する。

(交付決定の取消及び補助金の返還命令)

- 第15条 大臣は、第11条に定める補助対象事業の中止又は廃止のほか、次の各号に掲げる場合には、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- 一 補助対象事業者が、法令、本要綱又は本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為を行った場合
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。
- 4 第2項の期限は、補助金の交付決定の取消しの通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第16条 大臣は、第14条の規定により補助すべき補助金の額を確定した後に、補助対象事業者に対して補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、概算払をすることができる。
- 2 補助対象事業者は、国から補助金の支払を受けようとするときは、様式第12による概算払請求書又は様式第13による支払請求書を大臣に提出しなければならない。なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降とする。

(取得財産等の管理等)

- 第17条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。
- 2 補助対象事業者は、取得財産等のうち、第19条第1項に規定するものについて、様式第14による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

(財産の帰属等)

- 第18条 補助対象事業を実施することにより財産権が発生した場合は、その権利は補助対象事業者に帰属する。

(財産の処分の制限)

- 第19条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件(平成22年国土交通省告示第505号。以下「財産処分告示」という。)に定めた期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の承認を受けようとするときは、様式第15による補助対象事業財産処分承認申請書を大臣に提出しなければならない。この場合において、当該取得財産等を処分することにより収入がある場合には、様式第16による補助対象事業財産処分収入金報告書を大臣に提出し、大臣の請求に応じてその収入の全部又は一部を国に納付しなければならない。
- 3 取得財産のうち処分を制限する財産は、財産処分告示に定めた財産とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第20条 補助事業者は、別紙の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

第21条 補助対象事業者は、補助対象事業者からその経費の一部に対する補助金の交付を受けて補助対象事業を実施する団体(以下「間接補助事業者」という。)に補助金を交付するときは、第6条から前条までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の規定により付した条件等によって間接補助金に係る返還等があったときは、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

3 補助対象事業者は、間接補助金の支払に必要な経費として第16条第1項による補助金の支払を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助事業者に支払わなければならない。

(補助対象事業に関する書類の保存)

第22条 補助対象事業者は、補助対象事業に関する書類を事業完了の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年度予算から施行する。

補助対象事業者	補助対象経費	補助率
<p>観光庁の認定を受けたブルーツーリズム推進計画を策定した岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の市町村、観光協会及び観光庁の観光地域づくり法人（DMO）登録制度において登録された者</p>	<p>観光庁の認定を受けたブルーツーリズム推進計画において記載された取組に係る以下の経費</p> <p>(1) 海水浴場等の受入環境整備のために必要な事業に関する経費</p> <p>イ 海水浴場等における施設・設備の改修・整備事業 公衆トイレ、シャワー室、休憩所、更衣室等の施設・設備の改修や清潔機能向上に係る経費</p> <p>ロ キャッシュレス決済環境整備事業 キャッシュレス決済を導入する際に必要な端末等及び付属機器の購入に要する経費、QRコード決済、クレジットカード決済等のキャッシュレス対応を可能とするシステム導入・改修に要する経費</p> <p>ハ 情報掲示板設置事業 海水浴場等の情報掲示板の設置に係る経費</p> <p>ニ 海水浴場等における安全管理対策のために必要な事業に関する経費 救護施設の改修、救護設備の整備に係る経費</p> <p>ホ 人材育成に関する経費 地域事業者のスキルアップ又は地域住民意識啓発セミナーの実施経費</p> <p>(2) 海の魅力を体験できるコンテンツの充実、魅力向上のために必要な事業に関する経費</p> <p>イ 体験型・滞在型コンテンツ等企画・造成・整備・改善事業 体験型・滞在型コンテンツ等企画開発経費、必要な設備の整備経費、課題抽出のためのモニタリング経費、ワークショップ開催経費</p> <p>ロ 旅行商品造成事業 旅行商品の企画開発経費、課題抽出のためのモニターツアー経費、旅行商品造成のための旅行会社等招請経費</p> <p>ハ 旅行商品の販売のために必要な事業 OTAの掲載経費、販路開拓のための旅行会社の招請及び旅行会社との商談に係る費用、現地旅行エージェントの活用経費、ITを活用した予約システムの整備経費、予約システムへの旅行商品、体験型・滞在型コンテンツ等の掲載・更新に係る経費</p>	<p>8/10</p> <p>※間接補助金の交付を行う事業については、補助対象事業者の補助額（ただし、事業の実施に要する経費の1/2を超えない額を上限とする。）の8/10以内の額とする。</p>

	<p>ニ ガイド育成事業 本事業で造成するコンテンツのガイド育成経費</p> <p>(3) 海にフォーカスしたプロモーションのために必要な事業に関する経費</p> <p>イ 旅行博等イベント出展 出展ブースの設置費用、事業のための旅費</p> <p>ロ 広告・宣伝 WEB・SNSを活用した広告経費、メディア招請経費、インフルエンサー招請経費、交通事業者等の民間事業者と連携したキャンペーンの実施経費、現地旅行エージェントを活用したプロモーション経費</p> <p>ハ プロモーション資材作成 プロモーション画像・動画の作成経費、プロモーション用パンフレット類の作成経費、ブランドを象徴するロゴ等デザイン作成経費</p> <p>(4) ブルーフラッグ認証取得のために必要な事業に関する経費</p> <p>イ 海水浴場等における施設・設備のバリアフリー化に係る改修・整備 公衆トイレ、シャワー室、休憩所、更衣室等の施設・設備のバリアフリー化に係る改修・整備経費</p> <p>ロ 水質調査事業 海水浴場の水質調査に関する経費</p> <p>(5) 上記以外の事業で、ブルーツーリズム推進のために必要な事業に関する経費</p>	
金額の額の確定	<p>補助金の額は、次に掲げる額のうち、いずれか少ない額を合算したものである。</p> <p>(1) 補助金交付決定額の内訳となる個別事業に要する額</p> <p>(2) 補助対象事業の内訳となる個別事業に要した額に8/10以内を乗じて得た額</p> <p>(3) 補助対象事業の内訳となる個別事業に要した額から、当該個別事業に係る収入額を控除した額に8/10以内を乗じて得た額</p>	

* 留意事項

- (1) 補助対象事業については、それぞれの個別事業が岩手県、宮城県、福島県又は茨城県におけるブルーツーリズムの推進に寄与するものでなければならないものとする。
- (2) 補助対象事業者が補助対象事業に対して支出する経費についてのみ補助対象経費とする。
- (3) 補助金を受ける際の会計は、他の会計とは別に区分経理を行うものとし、補助対象経費は、当該事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類により金額等が確認できる支出のみを対象とする。
- (4) 補助対象事業については、設定された目標について事後評価を実施すること。また、目標の達成状況を踏まえて評価を実施し、事業継続の中止や抜本的見直しを含め、次年度以降のブルーツーリズム推進計画に反映させること。

(5) 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した様式別紙1を交付申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式別紙2に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付を申請するに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第
令和 年 月 日 号

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度ブルーツーリズム推進支援事業費補助金交付申請書

令和 年度ブルーツーリズム推進支援事業費補助金について、ブルーツーリズム推進支援事業費補助金交付要綱（令和 年 月 日付け観観振第 号）第5条の規定に基づき、下記のとおり交付されるよう別紙関係書類を添えて申請します。

記

1. 形成計画策定者名
2. ブルーツーリズム推進支援事業費補助金の着手及び完了予定日
令和 年 月 日～令和 年 月 日
3. 補助金申請額

円

(単位：円)

番号	個別事業名	補助対象経費	補助金申請額
1			
2			
3			
4			
5			
合 計			

4. 別紙関係書類

第
令和 年 月 日
号

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名令和 年度ブルーツーリズム推進支援事業費補助金
の消費税額の取扱いについて

令和 年度ブルーツーリズム推進支援事業費補助金について、下記のとおり補助対象事業の消費税額の取扱いについて報告します。

記

1. 事業者種別 ※消費税の取扱について該当する箇所に○をつけて下さい。

- ・（課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）に該当します。

補助対象期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
基準期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
課税期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
消費税確定申告書期限	令和	年	月	日					

2. 補助金申請額相当額

円

3. 消費税に係る仕入控除税額相当額（補助金ベース）

円

4. 補助金申請額（2. - 3.）

円

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

令和 年度ブルーツーリズム推進支援事業費補助金
交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号で申請のあった令和 年度ブルーツーリズム推進支援事業費補助金については、ブルーツーリズム推進支援事業費補助金交付要綱（令和 年 月 日付け観観振第 号）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費 金	円	}	(内訳別紙)
補助金の額 金	円		

2. 補助対象事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及びブルーツーリズム推進支援事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度ブルーツーリズム推進支援事業費補助金
交付決定変更申請書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の内容を下記のとおり変更したいので、ブルーツーリズム推進支援事業費補助金交付要綱（令和 年 月 日付け観観振第 号）第7条第1項の規定に基づき、申請します。

記

1. 変更事項及びその内容
2. 変更を必要とする理由
3. 補助対象事業に要する補助対象経費及び補助金希望額（変更前と変更後を示すこと）
4. その他参考となる書類

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度ブルーツーリズム推進支援事業費補助金
交付決定軽微変更届出書

令和 年 月 日付け第 号で決定通知のありました標記補助金に係る補助金対象事業の内容を下記のとおり変更したので、ブルーツーリズム推進支援事業費補助金交付要綱（令和 年 月日付け観観振第 号）第7条第3項の規定に基づき届出します。

記

1. 変更事項及びその内容
2. 変更を必要とする理由
3. 補助対象事業に要する補助対象経費及び補助金希望額（変更前と変更後を示すこと）
4. 変更した年月日
令和 年 月 日

様式第5（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

令和 年度ブルーツーリズム推進支援事業費補助金
交付決定変更通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって変更申請のあった標記補助金に係る交付決定を別紙のとおり変更したので、ブルーツーリズム推進支援事業費補助金交付要綱（令和 年 月 日付け観観振第 号）第8条第1項の規定に基づき、通知します。

令和 年度ブルーツーリズム推進支援事業費補助金交付決定事業（変更後）

補助対象事業者名 _____

(単位:円)

個別事業名	補助対象経費	補助金額
合計		

(注：下線部が変更部分)

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度ブルーツーリズム推進支援事業費補助金
交付申請取下届出書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業を、下記の理由につき、取り下げたいのでブルーツーリズム推進支援事業費補助金交付要綱（令和 年 月 日付け観観振第 号）第9条の規定に基づき、届出します。

記

1. 取下理由

2. その他参考となる事項

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度ブルーツーリズム推進支援事業費補助金
補助対象事業者の変更届出書

標記について、ブルーツーリズム推進支援事業費補助金交付要綱（令和 年 月 日付け観観振第 号）第10条の規定に基づき、下記のとおり変更があったので、届出します。

記

1. 変更事項

変更前	変更後

（注：下線部が変更部分）

2. 変更した年月日

令和 年 月 日

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度ブルーツーリズム推進支援事業費補助金
補助対象事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助金に係る補助対象事業について、下記の理由につき、ブルーツーリズム推進支援事業費補助金交付要綱（令和 年 月 日付け観観振第 号）第11条の規定に基づき、中止（廃止）したいので申請します。

記

1. 中止（廃止）する事業の内容
2. 補助事業の中止（廃止）理由
3. 補助事業の中止（廃止）時期
4. その他参考となる事項

様式第9（第12条関係）

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度ブルーツーリズム推進支援事業費補助金
補助対象事業遂行状況報告書（第 四半期）

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助対象事業の実施状況について、ブルーツーリズム推進支援事業費補助金交付要綱（令和 年 月 日付け観観振第 号）第12条第1項の規定により、第 四半期分を別紙のとおり報告します。

（別紙）補助対象事業遂行状況表（第 四半期分）

ブルーツーリズム推進支援事業費補助金 補助対象事業遂行状況表(第 四半期分)

別紙様式1

事業名				事業費	〇〇百万円	
実施主体	〇〇県〇〇市	事業概要		事業区分	①海水浴場等の受入環境整備	○
海水浴場	〇〇〇海水浴場				②海の魅力を体験できる滞在コンテンツの充実、魅力向上	○
ターゲット					③海にフォーカスしたプロモーション	○
実施時期					④ブルーフラッグ認証取得	○

事業の実施状況	四半期状況報告時の指摘事項への対応状況

事業計画スケジュール													指標(単位)	基準値	目標値	中間評価		事後評価	
項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				実績値	達成率	実績値	達成率
計画				〇〇												#####	#####		
	実績																		
計画																-	-		
	実績																		
計画																#####	#####		
	実績																		
計画																-	-		
	実績																		
計画																#REF!	#REF!		
	実績																		
計画																#REF!	#REF!		
	実績																		

次期四半期等の実施予定、課題及び今後の対応	中間評価	事後評価

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度ブルーツーリズム推進支援事業費補助金
補助対象事業完了実績報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助対象事業の完了実績について、ブルーツーリズム推進支援事業費補助金交付要綱（令和 年 月 日付け観観振第 号）第13条の規定により、別紙のとおり報告します。

（別紙）補助対象事業完了実績表

令和 年度ブルーツーリズム推進支援事業費補助金
補助対象事業完了実績表

補助対象事業者名 _____

(単位：円)

番号	個別事業名	補助対象 経費 (A)	交付決定 額 (B)	実施額 (C)	収入 (D)	計上額 ① ($E = C$ \times 補助 率)	計上額 ② ($F = (C$ $- D) \times$ 補 助率)	補助金額 (B、 E、Fの いずれか 少ない 額)
	合 計							

(補助対象事業者の添付書類)

- (1) 補助対象事業が完了したことを確認するに足る書類
- (2) 補助対象経費の実績額を明らかにした書類
- (3) 補助対象経費の支払いを証明する書類 (添付できない場合は、後日提出すること。)
- (4) その他参考となる書類

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度ブルーツーリズム推進支援事業費補助金
補助対象事業年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助対象事業の年度終了実績について、ブルーツーリズム推進支援事業費補助金交付要綱（令和 年 月日付け観観振第 号）第13条の規定により、別紙のとおり報告します。

（別紙）補助対象事業年度終了実績表

令和 年度ブルーリズム推進支援事業費補助金
補助対象事業年度終了実績表

補助対象事業者名 _____

(単位：円)

番号	個別事業名	補助対象経費 (A)	交付決定額 (B)	実施額 (C)	収入 (D)	計上額 ① (E = C × 補助率)	計上額 ② (F = (C - D) × 補助率)	補助金額 (B、E、Fの いずれか 少ない 額)
	合 計							

(補助対象事業者の添付書類)

(1) 参考となる書類

様式第11（第14条関係）

第 号
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

令和 年度ブルーツーリズム推進支援事業費補助金
額の確定通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって実績報告のあった令和4年度ブルーツーリズム推進支援事業費補助金については、ブルーツーリズム推進支援事業費補助金交付要綱（令和 年 月 日付け観観振第 号）第14条の規定により、別表のとおり確定したので、通知します。

令和 年度ブルーツーリズム推進支援事業費補助金確定補助金額

補助対象事業者名 _____

(単位:円)

個別事業名	補助対象経費	補助金額
合計		

第
令和 年 月 日官署支出官
国土交通省大臣官房会計課長 殿住 所
名 称
代表者名

令和 年度ブルーツーリズム推進支援事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定（変更）通知のありました標記補助金について、ブルーツーリズム推進支援事業費補助金交付要綱（令和 年 月 日付け観観振第 号）第16条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

記

1. 補助金額	金	円
2. 概算払受領済額	金	円
3. 今回請求額	金	円
4. 残額	金	円
5. 受取人 (口座名義)	フリガナ	
	住所	(〒 -)
	フリガナ	
	氏名	
6. 振込先金融機関 及び支店名	銀行 信用金庫 その他 (その他:)	
7. 預金種別	普通預金	当座預金
8. 口座番号		

(注)

- 上記5.以下の各欄は、通帳を確認の上、通帳の記載どおり確実に記入すること。
- 上記6.は、金融機関名を記入の上、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○を付けること。なお、その他の場合にあつては、金融機関名（例：〇〇農業協同組合）を記入すること。
- 上記7.は、普通預金・当座預金のいずれかに○を付けること。
- 上記8.の口座番号は、右詰めで記入すること。

本件責任者（会社・部署名）：
（ 氏 名 ）：
（ 連 絡 先 ）：担 当 者（会社・部署名）：
（ 氏 名 ）：
（ 連 絡 先 ）：

第 号
令和 年 月 日官署支出官
国土交通省大臣官房会計課長 殿住 所
名 称
代表者名

令和 年度ブルーツーリズム推進支援事業費補助金支払請求書

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の額の確定通知のありました標記補助金について、ブルーツーリズム推進支援事業費補助金交付要綱（令和 年 月 日付け観観振第号）第16条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

記

1. 補助金額	金	円
2. 概算払受領済額	金	円
3. 今回請求額	金	円
4. 受取人 (口座名義)	フリガナ	
	住所	(〒 -)
	フリガナ	
	氏名	
5. 振込先金融機関 及び支店名	銀行 支店 信用金庫 その他 (その他:)	
6. 預金種別	普通預金	当座預金
7. 口座番号		

(注)

- 上記4.以下の各欄は、通帳を確認の上、通帳の記載どおり確実に記入すること。
- 上記5.は、金融機関名を記入の上、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○を付けること。なお、その他の場合にあつては、金融機関名（例：〇〇農業協同組合）を記入すること。
- 上記6.は、普通預金・当座預金のいずれかに○を付けること。
- 上記7.の口座番号は、右詰めで記入すること。

本件責任者（会社・部署名）：
（氏名）：
（連絡先）：担当者（会社・部署名）：
（氏名）：
（連絡先）：

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名令和 年度ブルーツーリズム推進支援事業費補助金
消費税額の額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって額の確定通知のあった標記補助金に係る補助対象経費の消費税について、下記のとおり報告します。

記

1. 事業者種別

消費税の取扱について該当する箇所に○をつけ、補助事業年度における対象期間を記載して下さい。

課税事業者	対象期間：令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
簡易課税事業者	対象期間：令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
免税事業者	対象期間：令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

2. 補助金額（国土交通大臣が確定通知書（交付要綱第15条）により通知した額）

円

3. 補助金の確定時における消費税に係る仕入控除税額

円

4. 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税に係る仕入控除税額

円

5. 補助金返還相当額（4. - 3.）

円

ブルーツーリズム推進支援事業費補助金

取得財産等管理台帳（令和 年度）

取得者の氏名・名称	財産名	規格	数量	単価 (単位：円)	金額 (単位：円)	取得年月日	耐用年数	保管場所	備考

注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格がブルーツーリズム推進支援事業費補助金交付要綱（令和 年 月 日付け観観振第 号）第19条第1項に規定する処分制限以上の財産とする。

2 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

第
令和 年 月 日 号

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名ブルーツーリズム推進支援事業費補助金
補助対象経費財産処分等承認申請書

ブルーツーリズム推進支援事業費補助金により令和 年度に取得した財産について、下記のとおり処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）をしたいので、ブルーツーリズム推進支援事業費補助金交付要綱（令和 年 月 日付け観観振第 号）第19条第2項の規定により申請します。

記

- 個別事業の名称
- 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）をしようとする財産等

財産等の種類	財産等の名称	数量	取得価格（単位：円）		取得年月日
			単価	金額	

- 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）を必要とする理由及びその方法

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

ブルーツーリズム推進支援事業費補助金
補助対象事業財産処分等収入金報告書

令和 年 月 日付け第 号で承認のあった財産処分について、収入金がありましたので、ブルーツーリズム推進支援事業費補助金交付要綱（令和 年 月 日付け観観振第 号）第19条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 個別事業の名称
2. 補助金の確定通知額及びその年月日
3. 補助対象経費の合計額
4. 既に収入金又は収益金として返還した金額及びその年月日
5. 収入金又は収益金の合計額
（内訳）
6. 納付すべき金額及びその年月日
7. 納付すべき金額の算出基礎